平成２１年（フ）第５１６号
埼玉県越谷市弥栄町４丁目１番地39
債務者　小杉　昌広
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　伸浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４７８号
長崎県長崎市三川町611番地
債務者　石田八千代
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　満好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
大阪府羽曳野市伊賀１丁目９番11号
債務者　尾野　寛記
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉越　久義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５８０号
堺市西区菱木３丁2548番地４
債務者　藤原　明子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉越　久義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６０７号
大阪府河内長野市木戸３丁目19番１―1411号
債務者　千代田電設こと　鈴木　智之
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉越　久義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５０２号
群馬県前橋市東片貝町433番地
債務者　三森　忠雄
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猿谷　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５０３号
群馬県前橋市東片貝町433番地
債務者　三森　年子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猿谷　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３７９号
山形市飯田西３丁目３番７―301号　山形大学飯田宿舎５号棟
債務者　齋藤　史枝
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　真生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７４３号
横浜市金沢区並木１丁目２番１―707号
債務者　渡邉冨士夫
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　幹夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７４４号
横浜市金沢区並木１丁目２番１―707号
債務者　渡邉　節子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　幹夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６０号
名古屋市中区栄５丁目12番24号　ライオンズマンション久屋通701号
債務者　ラウンジ華乃樹こと　山本　愛子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　恭美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月25日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２号
長崎県諫早市貝津町2205番地４　ウエスト１―201、前住所長崎県諫早市貝津町2483番地２
債務者　小川　理子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯川　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
広島県福山市御幸町大字中津原1600番地25
債務者　高田　達雄
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　祐二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４１４号
長野市大字北堀427番地２、前住所長野市三輪３丁目18番３号
債務者　木村　　明
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　肇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１３６号
青森県上北郡おいらせ町馳下り26番地１
債務者　木村布美子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第５１７号
埼玉県越谷市弥栄町４丁目１番地39
債務者　小杉　典子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第９６６号
千葉県市原市上高根1292番地181
債務者　田代　孝治
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０３８号
千葉県市原市飯沼40番地６
債務者　矢ヶ崎純子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係